

たんちょう釧路空港利用者利便向上協議会規約

制定 平成 21 年 8 月 11 日

(名称)

第 1 条 本協議会は、たんちょう釧路空港利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 3 条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、釧路空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- 一 国内就航路線を活用した地域経済活性化に資する具体的事業
- 二 2 次交通機関との円滑な連携をはじめとする空港アクセス改善に資する具体的事業
- 三 環境に配慮した空港利用者の快適化に資する具体的事業
- 四 空港を活用した釧路地域の魅力発信に資する具体的事業
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(議長)

第 5 条 協議会に議長を置き、釧路空港事務所所長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 議長がその職務を果たすことが出来ない時は、釧路空港事務所総務課長がその職務を代行する。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、釧路空港事務所総務課に置く。

(招集)

第 7 条 協議会は、議長が招集する。

- 2 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

(運営)

第8条 協議会は、代理出席を含め、構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。

2 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(専門部会)

第10条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、事務局において行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

1 この規約は、平成21年8月11日から適用する。

たんちよう釧路空港利用者利便向上協議会構成員

北海道運輸局 釧路運輸支局 支局長
北海道開発局 釧路開発建設部 築港課長
北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所長
東京航空局 釧路空港事務所長
北海道 釧路総合振興局 地域創生部長
釧路市 産業振興部長
釧路町村会 事務局長
釧路商工会議所 総務部長
北海道商工会連合会 釧路支所長
釧路観光連盟 専務理事
（一社）釧路観光協会 専務理事
釧路空港ビル（株） 代表取締役社長
日本航空（株） 釧路空港所長
全日本空輸（株） 釧路支店長
全日本空輸（株） 釧路空港所長
（一財）空港環境整備協会 釧路事務所長
釧路地区ハイヤー協会 専務理事
釧路地区レンタカー協会 副会長
（一社）北海道バス協会 釧路・根室圏 事務局長

（オブザーバー）

函館税関 釧路税関支署
札幌入国管理局 釧路港出張所
小樽検疫所 釧路出張所
横浜植物防疫所 札幌支所 釧路出張所
動物検疫所 北海道出張所